

平成 28 年 1 月 6 日  
消 防 庁

## 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集

消防庁は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 28 年 1 月 7 日から平成 28 年 2 月 5 日までの間、意見を募集します。

### 1 主な改正内容

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定を行います。

### 2 意見募集対象及び意見公募要領

- 意見募集対象
  - ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）  
＜政令＞
- 意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 28 年 2 月 5 日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）  
消防庁地域防災室 猪鼻補佐・酒井  
TEL 03-5253-7561（直通）  
FAX 03-5253-7576

## 意見公募要領

## 1 意見募集対象

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)

## 2 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

## 3 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話等による意見は御遠慮願います。また、提出意見は必ず日本語で記入してください。

## （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

## （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

総務省消防庁地域防災室あて

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

### (3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁地域防災室あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7576

総務省消防庁地域防災室あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期間

平成28年1月7日(木)から平成28年2月5日(金)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 5 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び消防庁ホームページに掲載するほか、総務省消防庁地域防災室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

総務省消防庁地域防災室

担 当：酒井

電 話：03-5253-7561

F A X：03-5253-7576

電子メールアドレス：syobodan@ml.soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁地域防災室 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）概要

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定を行う。

1. 災害補償給付と公的年金給付の併給調整について

- 消防団員等公務災害補償制度による災害補償給付は、広い意味での社会保障給付の一環をなすものであり、当該給付の費用が公的に負担されていること等から、同一の事由について、「消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付」と「他の法律による年金たる給付」（公的年金給付）が併給される場合には、「消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付」に調整率を乗じた額を支給している（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）附則第 3 条）。
- 災害補償給付と公的年金給付の併給調整については、労働者災害補償制度及び地方公務員災害補償制度等においても同様の制度が規定されており、消防団員等公務災害補償制度における上記調整率は、労働者災害補償保険法施行令（昭和 52 年政令第 33 号。以下「労災令」という。）及び地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号。以下「地公災令」という。）等に規定されている調整率と同じ率を用いている。

2. 改正の概要

- 同一の事由により、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金等が支給される場合に、①傷病補償年金、②休業補償の額に乗じる調整率について、次のように改定する（令附則第 3 条第 2 項及び第 5 項関係）。

損害補償の種類		併給される年金 たる給付	調整率		
			現行	改正後	
①	傷病補償年金（特殊公務災害※1の場合を除く。）	障害厚生年金等 ※2	0.86	0.88	
	傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。）		第1級の傷病等級	0.90	0.91
			第2級の傷病等級	0.90	0.92
			第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92
②	休業補償		0.86	0.88	

※1 特殊公務災害とは、非常勤消防団員又は非常勤水防団員が、生命・身体に対する高度の危険が予測される状況下において人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けたものをいう（令第 11 条の 2）。

※2 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金をいう（令附則第 3 条第 1 項）。

- 上記改定は、労災令及び地公災令に規定されている、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合に①傷病補償年金、②休業補償の額に乗じる調整率について、今般同様の改定が行われる予定であることを考慮したものである。

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（他の法律による給付との調整）

（他の法律による給付との調整）

第三條 略

第三條 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

規定する公	一 傷病補償 年金（第十 一条の二に	一 障害厚生年金等 二 略	○・八八 略
	略	略	略

規定する公	一 傷病補償 年金（第十 一条の二に	一 障害厚生年金等 二 略	○・八六 略
	略	略	略

三 ・ 四 略	三 ・ 六 略	略	二 略	務上の災害に係るものを除く。）	二 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	一 障害厚生年金等	○・九二 （第一級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあつ ては、○ ・九一）
				略	略	略	略

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

三 ・ 四 略	三 ・ 六 略	略	二 略	務上の災害に係るものを除く。）	二 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	一 障害厚生年金等	○・九一 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九〇 ）
				略	略	略	略

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

6 ・ 7 略	略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	回る場合には、当該残額）を支給するものとする。
	略	○・八八	略	

6 ・ 7 略	略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	回る場合には、当該残額）を支給するものとする。
	略	○・八六	略	

政令第 号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・九一（第一級又は第二級）」を「〇・九二（第一級）」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同条第五項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第三条第二項及び第五項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。